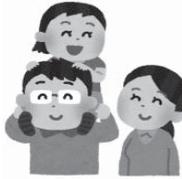


10月から 小児医療福祉制度（マル福）の 対象を拡大します



10月から、小児マル福における助成を拡大します。対象年齢を引き上げ、外来診療は中学校卒業まで、入院診療は18歳の年度末までとなります。

■新たに対象となる方と助成方法

① 中学校1年生～3年生

▼8月29日(金)までに申請した方
には、9月下旬に「受給者証」
を送付します。10月以降、県
内の医療機関を受診する際に、
受給者証と健康保険証を提示
することで助成が受けられます。
※県外の医療機関で受診した場
合は「償還払い」となります。
助成方法は②と同様になりま
す。

② 中学校卒業～18歳の方（高校
生相当・満18歳を迎えた年度末
まで）
▼入院医療分の助成のみとなり
ます。助成方法は「償還払い」
となりますので、診療月ごと
に窓口での申請が必要です。

■「償還払い」の申請

医療機関での支払いを済ませ
た後、保険点数明細のある領収
書を添えて、伊奈庁舎国保年金
課の窓口で申請することで助成
を受ける方法です。後日、指定
の口座に助成金を振り込みま
す。

○申請に必要なもの
・対象者の健康保険証

・医療機関の領収書（受診者氏
名、診療期日、保険点数、領
収金額明記のもの）
・印鑑（認印）
・保護者名義の通帳
※社会保険加入者で高額療養
費、付加給付金などに該当した
場合は、振込通知書などのそれ
らを証する書類

■まだ申請をしていない中学校 1年生～3年生の方へ

8月29日(金)までに申請できな
かった方は、9月22日(月)以降に
必要書類を持参し、次の受付窓
口までお越しください。「受給
者証」を窓口で交付いたします。
10月以降の申請は、申請月か
らの適用開始となります。必要
書類は8月13日(木)に送付した案
内をご確認ください。

○受付窓口（日時・場所）

・伊奈庁舎 国保年金課 平日
午前8時30分～午後5時15分
※郵送での手続きを希望される
場合は、問い合わせ先までご連
絡ください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎58
21111（内線1189）

2つの給付金の申請は お済みですか？

↳ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

【申請受付期限】

10月1日(木)まで

【申請方法・対象者】

給付金の支給要件に該当する
と思われる方には、6月20日に
申請書を郵送しました。申請受
付期間内に、同封の返信用封筒
で返送するか、窓口へ直接ご提
出ください。

【支給開始時期】

申請月の翌月末の支給を予定
しています。なお、申請をされ
ても平成26年度市・県民税が未
申告の場合や、書類の不備など
で確認が必要な場合は、支給が
遅れることがあります。

■市からの申請書をお持ちでない方

市からの申請書が届いていな
い方については、次のことが考
えられます。

○臨時福祉給付金

①平成26年度市・県民税が課税
されている方。または課税さ
れている方に扶養されている方
②平成26年1月1日（基準日）
時点で、当市に住民登録がな
かった方

③基準日から支給決定がされる
までに亡くなられた方

④基準日において生活保護制度
の被保護者である方

⑤平成26年度市・県民税が未申
告である方

※市・県民税申告が未申告の方
は、必ず申告をお願いします。
申告後、非課税に該当すると思
われる方は、「2つの給付金窓口」
に用意してある申請書に必要事
項を記入し、提出してください。

○子育て世帯臨時特例給付金

①基準日において、当市に住民
登録がない方
②平成26年1月分の児童手当（特
例給付を含む）の受給者でない方
③臨時福祉給付金の対象者また
は基準日において生活保護制
度の被保護者である方

④公務員の方（支給要件を満た
す方は、所属庁から申請書が
配布されます）
※詳しくは、問い合わせ先まで
ご連絡ください。
※一度限りの給付です。

問 伊奈庁舎2つの給付金係

☎58・21111
○厚生労働省特設コールセン
ター「2つの給付金専用ダイヤル」
☎0570・037・192